

# 国土利用計画ヒアリング説明資料

平成18年9月14日

農林水産省

# 国土利用計画ヒアリング説明資料 目次

## 1. 食料・農業・農村の現状

(1) 食料自給率の現状	1
(2) 耕地の減少と食料自給率	2
(3) 世界の人口と食料需給の動向	3
(4) 耕作放棄地面積の推移と発生要因	4
(5) 農業構造の実態	5
(6) 農村の現状	6
(7) 食の安全・安心に対する関心の高まり	7
(8) 多面的機能の発揮	8

## 2. 食料・農業・農村に関する今後の政策展開の方向

(1) 食料・農業・農村基本法	9
(2) 食料・農業・農村基本計画	10
① 新たな食料自給率目標の設定	11
② 食の安全と消費者の信頼確保の徹底	12
③ 経営所得安定対策等大綱	13
④ 農村振興施策	14
⑤ 農林水産物・食品の輸出の促進に向けた戦略的取組	15

## 3. 農地の確保、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた各般の施策

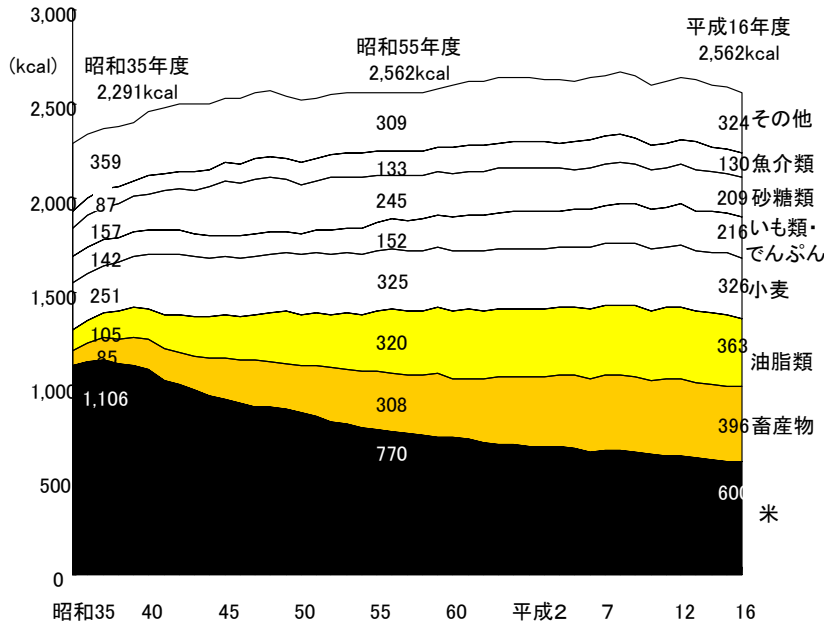
(1) 食料・農業・農村基本計画における農地面積の見込み	16
(2) 農地の確保、耕作放棄地の発生防止・解消のための具体的施策	17
① 担い手の育成・確保と新規参入の促進	18
② 農業生産基盤の整備等	19
②-1 土地改良長期計画	20
②-2 中山間地域直接支払制度	21
②-3 農地・水・環境保全向上対策	22
②-4 農業振興地域制度の概要	23
③-1 農地転用許可制度の概要	24

# 1. 食料・農業・農村の現状

## (1) 食料自給率の現状

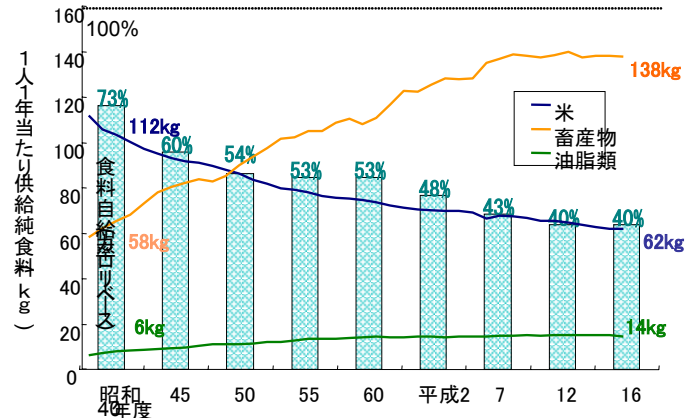
○ 我が国の食料自給率は、①国内で自給可能な米の消費の減少や、②大部分を輸入に依存している飼料穀物や油脂原料(大豆、なたね)を使用する畜産物や油脂の消費の増大等を背景に、低下し続け、平成17年度では40%、主要先進国中で最も低い水準。

国民1人1年当たり供給熱量の構成の推移

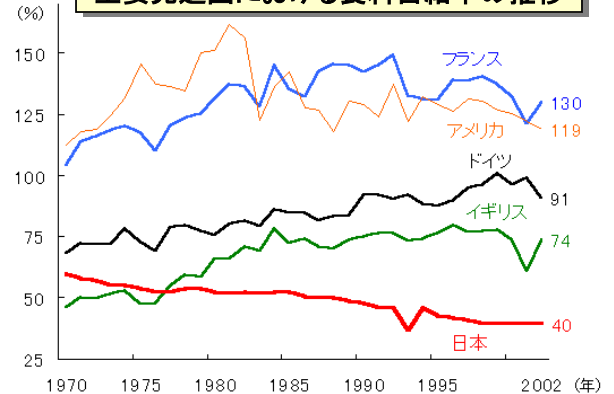


(注)食料自給率は、国内の食料消費について国産でどの程度賄えているかを示す指標である。通常、エネルギーに着目し、国民に供給されている食料の熱量合計のうち国産で賄われた割合である「カロリーベースの食料自給率」を使用している。

食料自給率(カロリーベース)と米、畜産物及び油脂類の消費の推移



主要先進国における食料自給率の推移

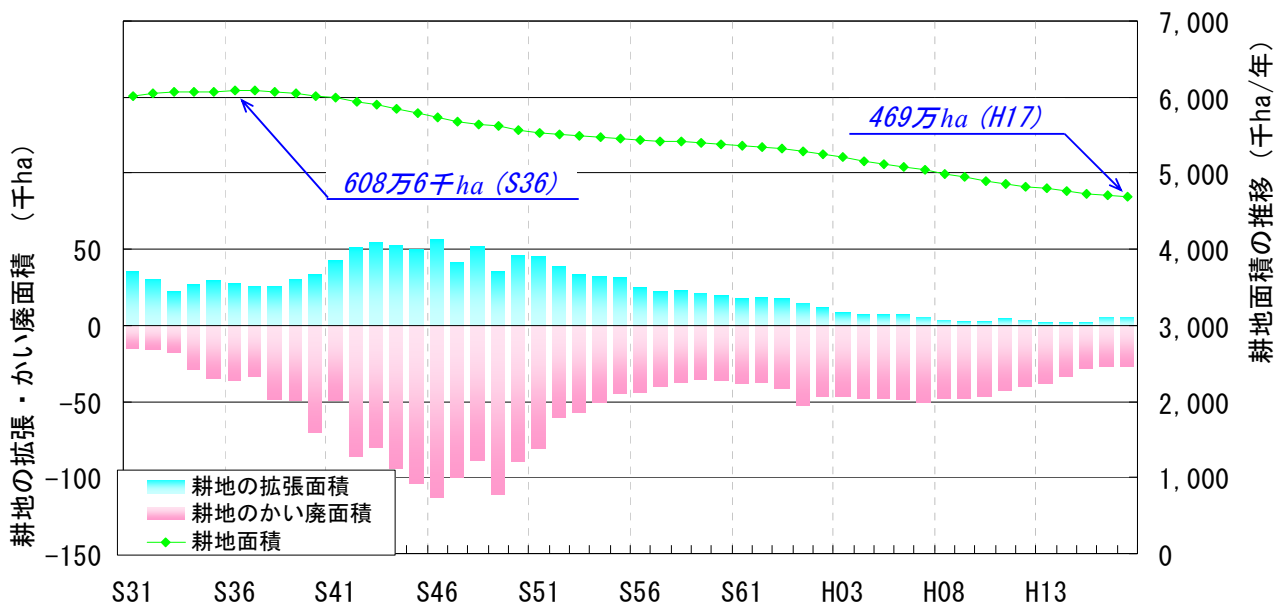


(資料)日本以外のその他の国についてはFAO "Food Balance Sheets"等を基に農林水産省で試算。

## (2) 耕地の減少と食料自給率

- 我が国の耕地面積は、昭和36年から平成17年までの44年間に、110万haが造成された一方、工場用地、宅地等への転用や耕作放棄などにより250万haがかい廃されたため、609万haから469万haに減少。
- 今後、食料・農業・農村基本計画に即し、食料自給率の向上を図るためには、優良農地の確保と有効活用を進めることが重要。

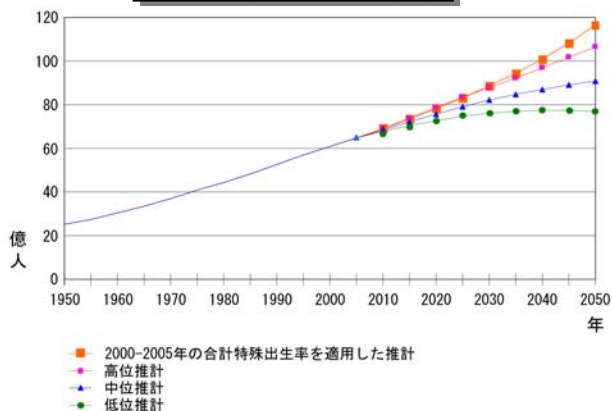
我が国の耕地面積の推移



### (3) 世界の人口と食料需給の動向

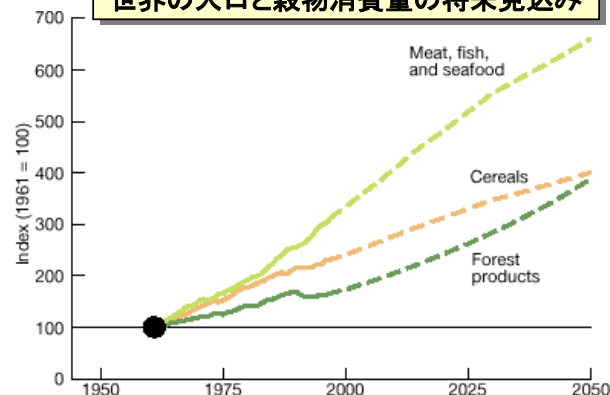
- 国連の推計では、世界の人口は2005年には60.6億人であるが、2050年には93.2億人に増加すると予測。
- 国連食糧農業機関(FAO)は、1人あたりの消費熱量の増加傾向が今後も続き、人口の増加と相まって、世界全体の年間穀物消費量は、2000年から2050年の間に66%増加すると予測。
- 世界の耕地面積は減少し、人口1人あたりの収穫面積は40年前の約半分にまで減少、反収の伸びも鈍化傾向。

世界人口の主な推計値



出典: 国連経済社会局人口部「World Population Prospects: The 2004 Revision」(2005年)  
 © 国連人口基金東京事務所

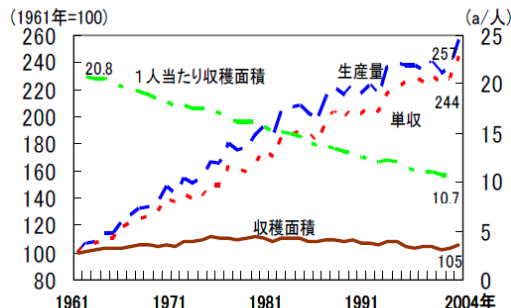
世界の人口と穀物消費量の将来見込み



**FAO NATURAL RESOURCES CONSUMPTION PROJECTIONS, 1961-2050**  
 2000年から2050年の間に、世界の穀物消費量は66%増加し、林産物の消費量は120%増加し、食肉及び魚類の消費量は100%増加する。

世界の人口1人当たり収穫面積

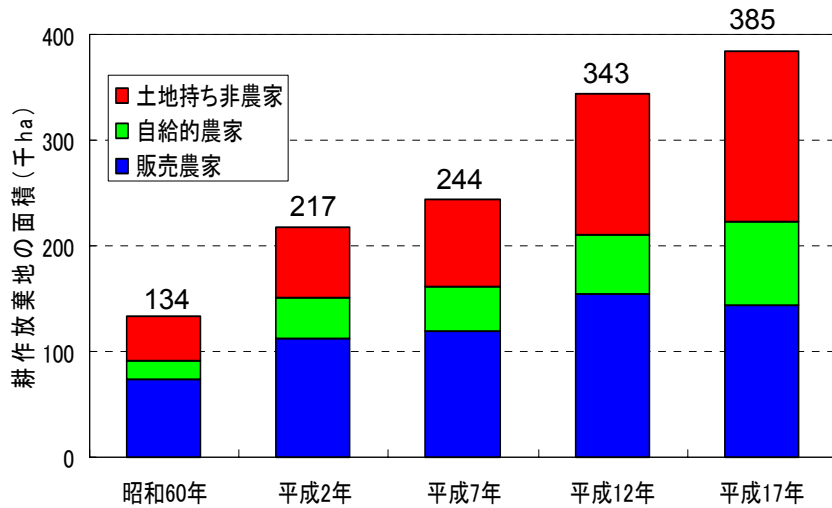
(1961年を100とした指数)



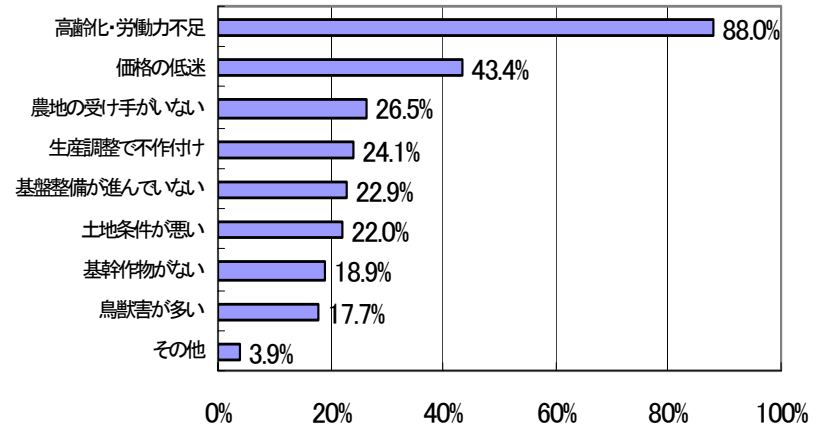
#### (4) 耕作放棄地面積の推移と発生原因

- 耕作放棄地の面積は年々増加しており、昭和60年に13.5万haであったが、平成17年には38.5万haにまで増加している。
- 耕作放棄の原因として、高齢化・労働力不足が最も多くなっている。

耕作放棄地面積の推移



耕作放棄の原因

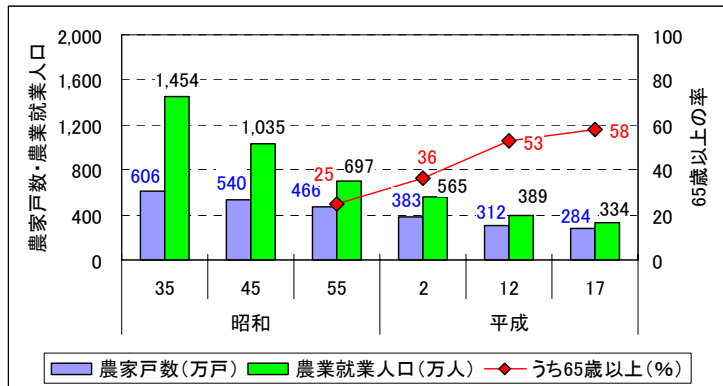


資料: 全国農業会議所「平成14年地域における担い手・農地利用・遊休農地の実態と農地の利用集積率についての農業委員調査結果」

## (5) 農業構造の実態

- 農業従事者の減少や高齢化、農地面積の減少、耕作放棄地の増加などが進展する一方、土地利用型農業を中心に経営規模の拡大が遅れており、農業の生産構造のぜい弱化が進行している。
- 地域農業の担い手を育成・確保するとともに、担い手への農地の利用集積を促進し、構造改革を進めていくことが必要。

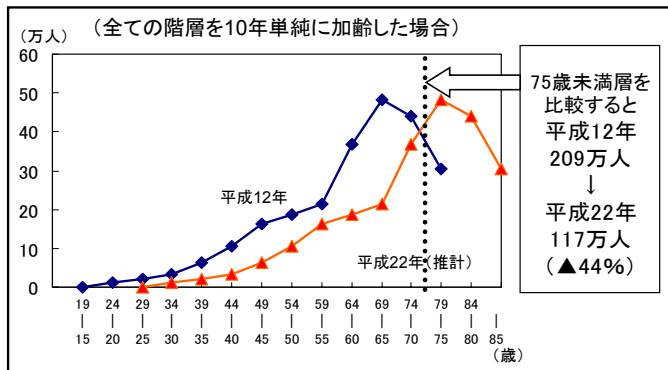
### 農家戸数、農業就業人口の推移



### 農家一戸当たりの平均経営規模の推移

	昭和35 (A)	50	平成2	16 (B)	(B/A)
経営耕地(ha)					
北海道	3.54	6.76	10.81	(17.46)	4.9
都府県	0.77	0.80	0.89	(1.26)	1.6
部門別(全国)					
水稲(a)	55.3	60.1	71.8	(86.2)	-
乳用牛(頭)	2.0	11.2	32.5	58.7	29.4
肉用牛(頭)	1.2	3.	11.6	29.7	24.8
養豚(頭)	2.4	9 34.4	272.3	1095.0	456.3

### 年齢別基幹的農業従事者数の推計

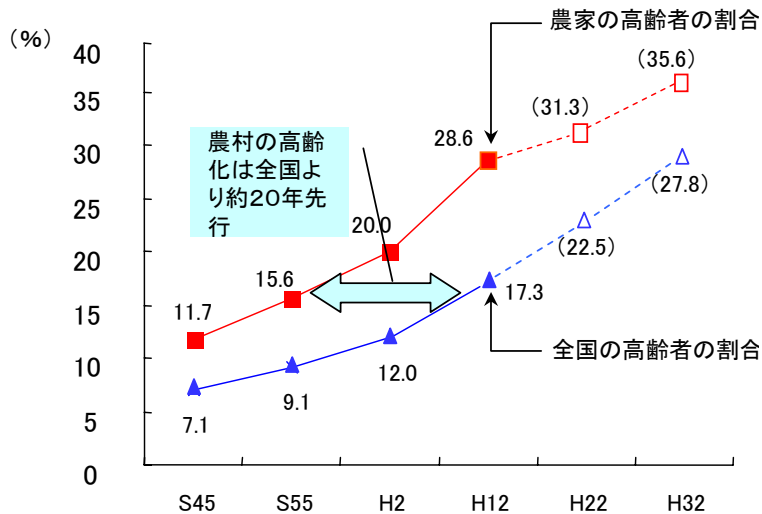


資料:経営耕地、水稲については「農林業センサス」、「農業構造動態調査」  
畜産部門については「畜産統計」、「家畜の飼養動向」  
注:1)カッコ内の数値は、販売農家(経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家)の数値である。  
2)部門別の水稲の16年の数値は、販売目的で水稲を作付けた販売農家の数値である。

## (6) 農村の現状

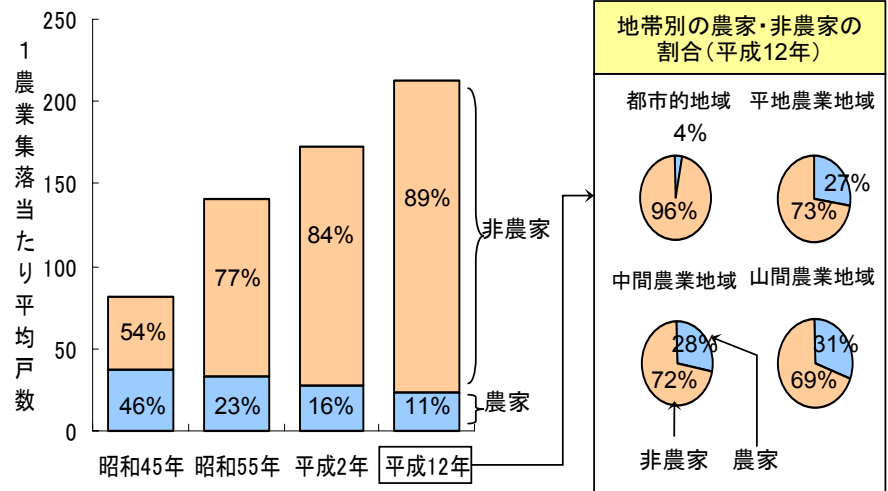
- 農村においては、若年人口の都市への流出や農家の減少等により、過疎化、高齢化、混住化が進み、農業生産活動の停滞や集落機能の低下が見られる。
- 農村経済の活性化を図るとともに、農地・農業用水等の資源の適切な管理等を通じ、多面的機能の確保を図ることが必要。

### 農家・全国の高齢者の割合の推移



資料：農林水産省「農業センサス」、総務省「国勢調査」  
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(H14.1)  
 注：高齢者比率は65歳以上人口の占める割合を、( )書きは推計値を示す。

### 農業集落の農家と非農家の割合の推移



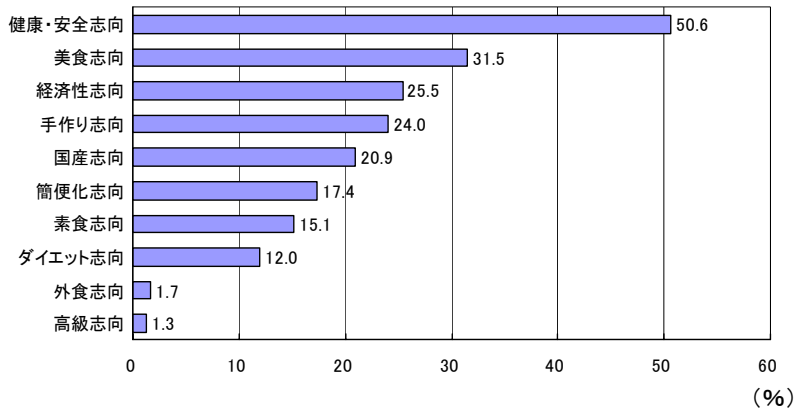
資料：農林水産省「世界農林業センサス」



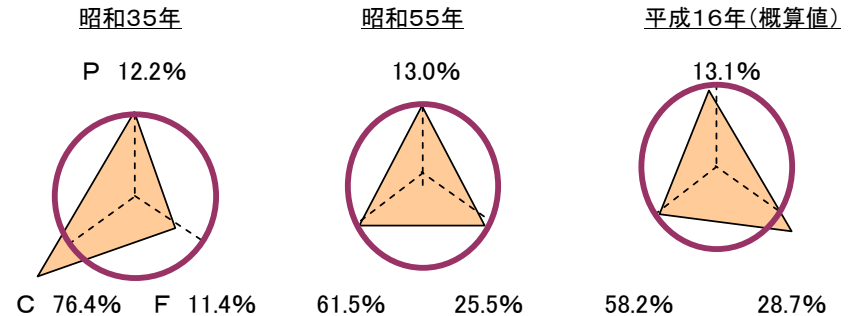
## (7) 食の安全・安心に対する関心の高まり

- 最近、BSEの発生などを契機に食の安全に対する消費者の信頼が揺らいでいる。
- また、健康志向等の中で、バランスの良い健全な食生活に対する関心が高まっている。

### 消費者の食に対する志向



### 栄養バランスの変化



資料：農林水産省「食料需給表」

注：適正比率は、食料・農業・農村基本計画における平成22年度の目標値P(たんぱく質)13%、F(脂質)27%、C(炭水化物)60%

資料：農林漁業金融公庫「健康に役立つ食品に関する調査」(18年3月公表)

注：1) 全国の20歳以上の女性を対象として実施(回答総数2,094)。

2) 食に対する志向のうち、1番目または2番目に強いとした割合である。

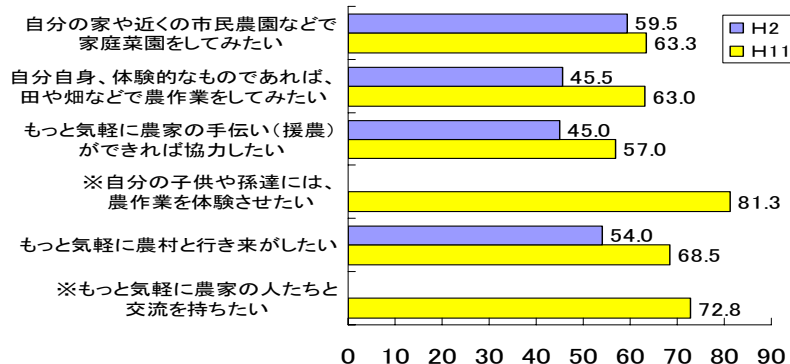
## (8) 多面的機能の発揮

- 農業は、食料を供給するだけでなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、さまざまな役割を有している。
- このような多面的機能を、農地・農業用水等の資源の適切な管理等を通じ、将来にわたって適切かつ十分に発揮させることが、国民生活や国民経済の安定のために重要である。
- また、近年、ゆとり・安らぎなどの価値観が重視されるようになる中で、豊かな自然環境や美しい景観に触れ合うことのできる農業や農村への期待が高まっている。

### 農業等の有する多面的機能



### 都市住民の農業・農村への関心の高まり



資料：(株)博報堂生活総合研究所「食と農業に関する意識調査」(%)

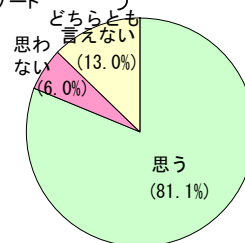
注1：首都圏居住の非農業者400名を対象とするアンケート調査

注2：※印の調査項目は、平成11年に新設された項目である

### ○東京の農業・農地についての意向

資料：平成17年度第3回インターネット都政モニターアンケート

問 あなたは東京に農業や農地を残したいと思いますか。



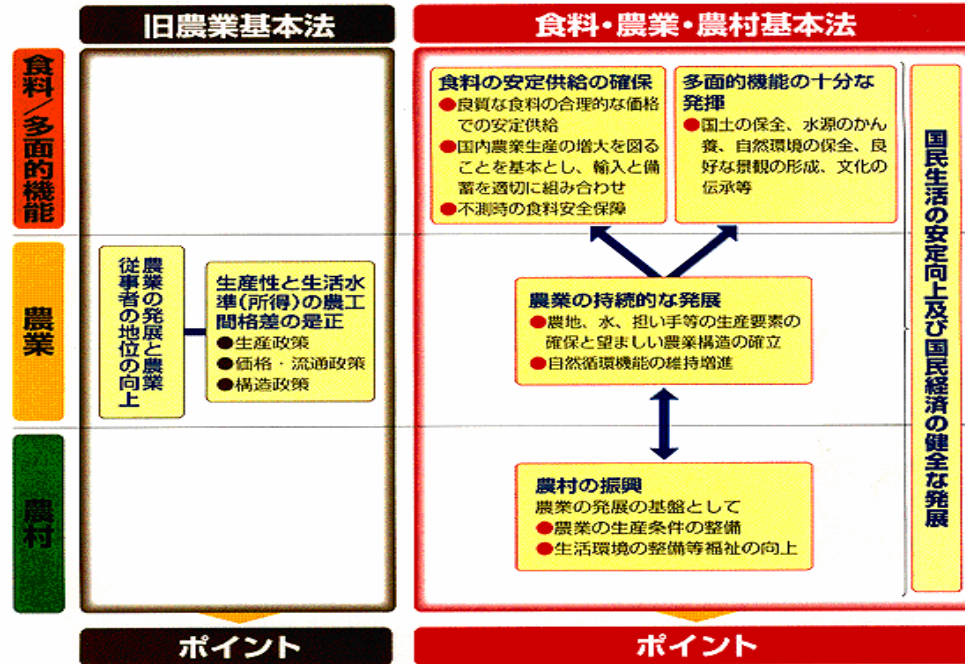
### ○都市部の自治体からの要望

都市農地の減少に歯止めがかからず、持続可能な都市農業を実現するための対策が急務等の理由から、53の都道府県及び市区町村議会から「都市農業振興の確立を求める意見書」が提出されている。(平成18年8月末時点)

## 2. 食料・農業・農村に関する今後の政策展開の方向

### (1) 食料・農業・農村基本法

- 平成11年7月に、農業基本法(昭和36年制定)に代わって、食料・農業・農村基本法制定。
- 食料の安定供給の確保、農業の有する多面的な機能の発揮、農業の持続的な発展、その基盤としての農村の振興の4つを基本理念として掲げ、国民全体の視点で食料・農業・農村が果たすべき役割と目指すべき政策方向を明示。



- 農業の生産性の向上
- 農業の総生産の増大と選択的拡大
- 農産物の価格の安定
- 家族農業経営の発展と自立経営 等

- 食料自給率の目標設定
- 消費者重視の食料政策の展開
- 効率的かつ安定的な農業経営による生産性の高い農業の展開
- 市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定対策
- 自然循環機能の維持増進
- 中山間地域等の生産条件の不利補正 等

## (2) 食料・農業・農村基本計画

- 食料・農業・農村基本計画に基づき、食料の安定供給の確保、農業の有する多面的な機能の発揮、農業の持続的な発展、その基盤としての農村の振興の4つを基本理念として掲げ、国民全体の視点で食料・農業・農村が果たすべき役割と目指すべき政策方向を明示
- 平成17年3月に、新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されたところ。

### 新たな「食料・農業・農村基本計画」のポイント

#### 新たな食料自給率目標の設定

- 生産・消費の両面にわたる重点課題を明確化。幅広い関係者で構成される協議会で「行動計画」を策定し、計画的な取組を推進。将来的にカロリーベースで5割以上を目指しつつ、平成27年度に、カロリーベースで45%、生産額ベースで76%とする目標を設定。

#### 食の安全と消費者の信頼の確保

- 国民の健康の保護を最優先とした施策を展開(科学的原則に基づく食品安全行政の推進、食品表示の適正化やトレーサビリティ・システムの導入促進)。

#### 担い手の経営全体に着目した経営安定対策への転換

- これまで全農家を対象に支払われてきた品目ごとの価格対策を見直し。担い手の経営全体に着目した品目横断的経営安定化対策へ転換し、平成19年度から導入。

#### 環境・資源を重視した施策体系への転換

- 農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、規範を実践する農業者を各種事業の対象とする仕組みを導入。環境への不可の大幅な低減を図る取組に対する支援を平成19年度から導入。
- 農地・農業用水等の資源が良好な状態で保管理されるよう、地域住民等が一体となった取組を促進するために必要な施策を平成19年度から導入。

#### 高品質な農産物の輸出などによる「攻めの農政」の展開

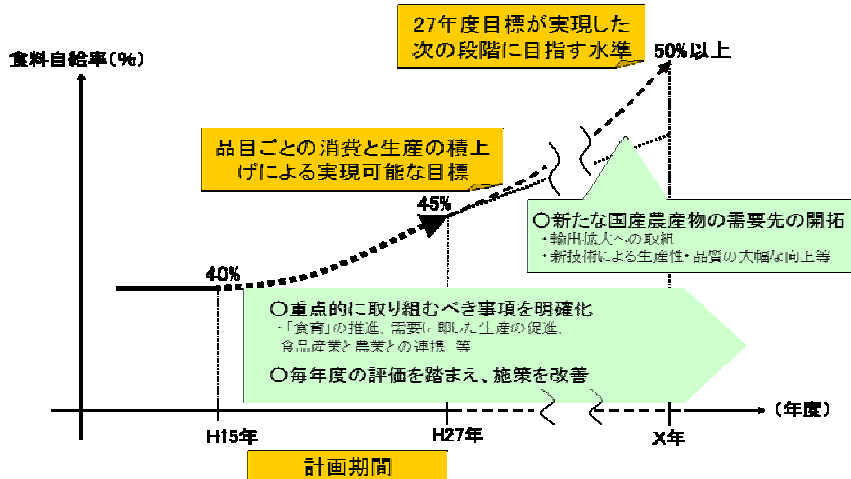
- 生産者や地域の創意工夫に基づく意欲的な取組を後押し(農産物の海外への輸出(5年で倍増を目標)や、バイオマスなどの地域資源の積極的活用等の農業・農村における新たな動きを積極的に受け止めた施策の展開)。

# ① 新たな食料自給率目標の設定

- 新たな食料自給率の目標設定に当たっては、生産・消費の両面にわたる重点課題を明確にした上で、関係者で構成する食料自給率向上協議会で「行動計画」を策定し、計画的な取組を推進。
- 目標値については、将来的にカロリーベースで5割以上を目標としつつ、平成27年度に、カロリーベースで45%、生産額ベースで76%。

## 食料自給率の目標

	平成15年度 (%)	平成27年度 (%)
カロリーベースの総合食料自給率	40	45
生産額ベースの総合食料自給率	70	76
主食用穀物自給率	60	63
飼料用を含む穀物全体の自給率	27	30
飼料自給率	24	35



## 食料自給率向上協議会について

食料自給率向上協議会  
(17年4月設立)

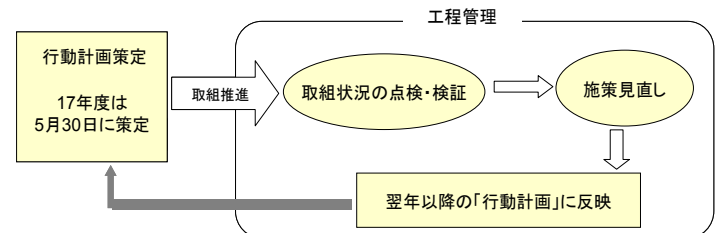
### 構成メンバー(計32団体)

政府  
地方公共団体  
農業者・農業団体  
食品産業事業者  
消費者・消費者団体  
学識者

### 行動計画とは

- 行動主体ごとに、誰が、いつ、どのような取組を行うのかを明らかにする
- 可能な限り数値等で取組の目標を明確化する
- 関係者の取組の相互の連携と整合性を確保する

### 取組の工程管理



## ② 食の安全と消費者の信頼確保の徹底

- 食に対する消費者の信頼を回復するため、国民の健康保護を最優先に、農場から食卓まで一貫して食の安全を確保するとともに、食品表示の適正化を進めることにしているところ。
- 「食」は「いのち」を支える源であり、一日たりとも欠かすことのできない国民生活の基本。国民の健康保護を第一として、食の安全と消費者の信頼を確保するための施策を徹底。

### 食品安全の確保

#### 科学的原則に基づくリスク管理の推進

- ・標準手順書に従い、食品中の有害物質などのリスク管理を実施

#### 農場から食卓までの安全確保の徹底

- ・科学的・統一的な枠組みの下で有害化学物質の実態調査や生産資材の調査・試験の実施
- ・食品安全GAP※の普及・促進
- ・生産資材(農薬、飼料等)の適正使用・管理

### 家畜防疫体制の推進

- ・家畜伝染病の発生予防、まん延防止措置の強化
- ・動物の輸出入検疫措置の強化

### 消費者の信頼確保

#### 食品表示の適正化

- ・食品表示に関する監視・指導の充実
- ・生産情報等に関わるJAS規格や食品表示の充実

#### トレーサビリティ・システムの導入推進

- ・牛肉  
法律に基づく措置が適正に実施されるよう監視・指導
- ・牛肉以外の食品全般  
システム開発の助成により、食品事業者等の自主的な導入を支援

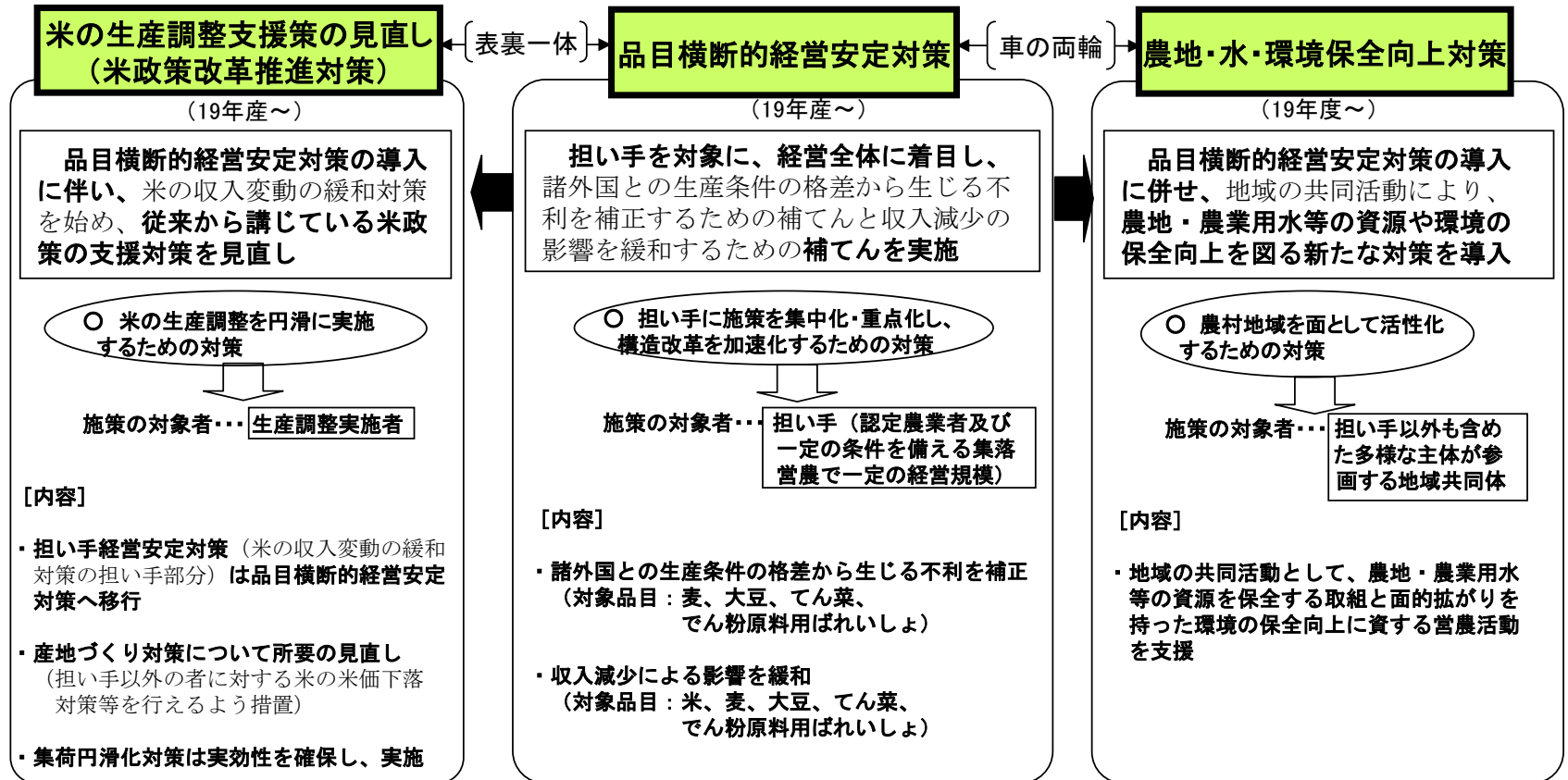
#### リスクコミュニケーションの推進

- ・個別のテーマに関する意見交換会の開催
- ・食品安全に関する情報をわかりやすく提供

※Good Agricultural Practiceの略称。農作物の生産において、農産物の食品安全性や品質確保、環境負荷低減を目的に、適切な生産方法を示す手引きとその手引きを実践する取組。

### ③ 経営所得安定対策等大綱

○ 品目横断的経営安定対策の導入に伴い、従来から講じている米の生産調整支援策を見直し。また、担い手を対象とした経営政策である品目横断的経営安定対策の導入と併せ、地域政策として、農地・水・環境保全向上対策を導入。これら3対策を一体のものとして、19年から実施。



## ④ 農村振興施策

- 農村は、そこに住む人々の生産、生活の場であるとともに、国土・環境の保全、水資源のかん養、美しい自然・景観、ゆとり、やすらぎなどの公益的機能を提供する国民共有の財産。
- 農村の振興に当たっては、農村自身の経済や生活を維持・発展させることを基本としつつも、都市住民を含む国民全体に公益的機能をも提供しうる、魅力的な農村が存立する施策の展開が必要。

### 地域の活力を活かした 農山漁村づくり

#### 自ら考え行動する農山漁村の新たな取組の推進

→先駆的な取組の更なる拡大を図るため、企業・大学等と農山漁村との橋渡しや、IT化の促進を支援



立ち上がる農山漁村  
〔食彩工房たてやま〕

### 地域資源を活かした潤いのある 国民生活の実現

#### 都市と農村の共生・対流の取組の推進

→民間、大学、行政等多様な主体が連携して取組む、都市と農村の共生・対流を推進する広域連携プロジェクト等を支援



〔農家民宿〕

#### 都市農業の振興に向けた新たな展開

→農家組織、NPO、都市住民等多様な主体が連携して取組む、体験農園等の拡大、生産緑地等の保全等の先導的取組を支援



〔大都会の中の体験農園〕



## ⑤ 農林水産物・食品の輸出の促進に向けた戦略的な取組

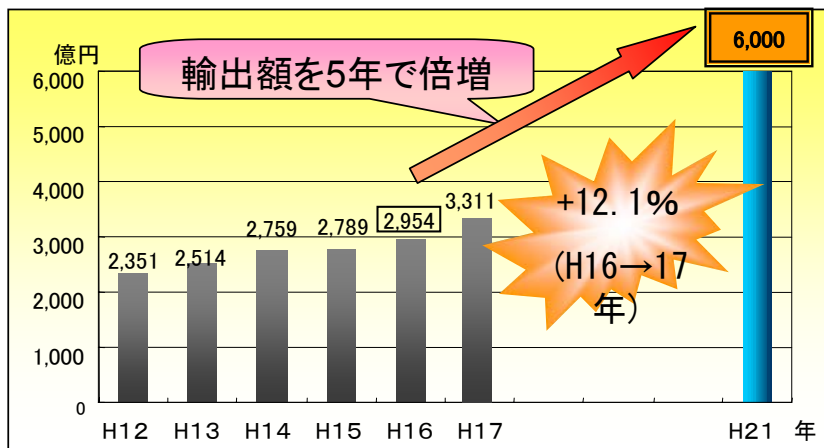
- 「守り」から「攻め」へ、ピンチをチャンスにと、発想を転換した農政展開として、アジア諸国の所得水準の向上や世界的な日本食ブームを好機ととらえ、我が国の高品質で安全な農産物の輸出を促進。

### 農林水産物等輸出促進全国協議会

- ・ 民と官が一体となって取り組む体制整備 (平成17年4月設立)
- ・ 平成18年度農林水産物等輸出倍増行動計画を策定

新たに**国別・地域別**輸出戦略を策定

重点的に市場開拓を行う国・地域ごとの戦略を民と官の輸出戦略チームが策定



### 輸出先国でのサポート体制の整備

(現地大使館、JETRO、商工会、日本食レストランなど)

〈主な取組内容〉

**日本食文化**の海外普及

輸出戦略産品を中心とした  
販売促進活動への支援

知的財産権やブランドの保護

輸出阻害要因の是正に向け  
外交上積極的に対応

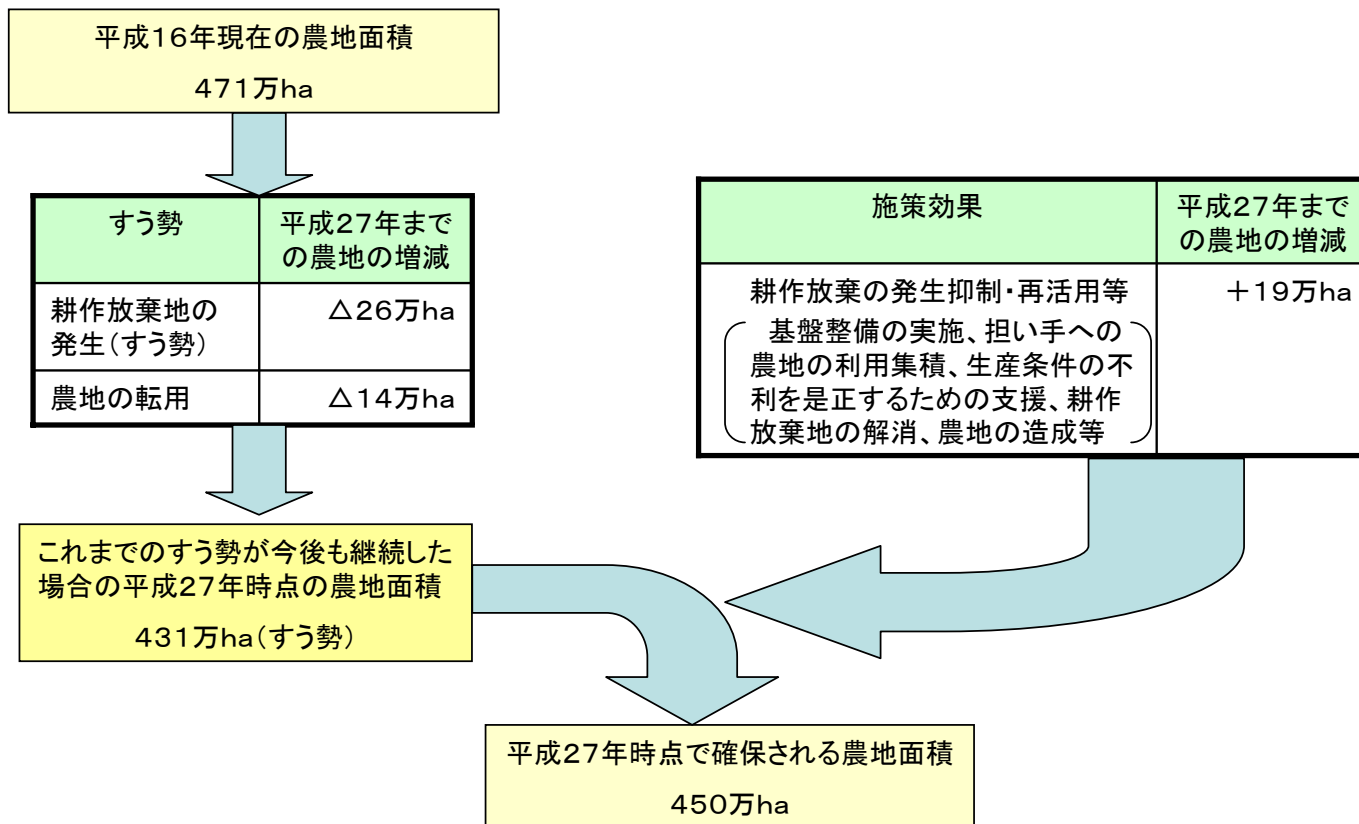
国別・地域別輸出戦略に  
対応するための体制整備



### 3. 農地の確保、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた各般の施策

#### (1) 食料・農業・農村基本計画における農地面積の見込み

- 平成27年における食料自給率目標をもとに、主要項目ごとの生産努力目標等を前提にすれば、農地面積を450万haで見込み
- また、推計に際しては、これまでのすう勢を踏まえ、耕作放棄の抑制等の効果を織り込んで、農地面積の見込みを推計



## (2) 農地の確保、耕作放棄地の発生防止・解消のための具体的施策

- 優良農地の確保、耕作放棄地の発生防止・解消のため、
  - ①担い手への利用集積や新規参入の促進
  - ②基盤整備の実施等土地条件の改善
  - ③農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用等の各般の取組が必要

### ①担い手への利用集積や新規参入の促進等

#### 担い手への農地の利用集積

- ・強い農業づくり交付金等による担い手への農地の集積

#### 市町村基本構想の策定及び遊休農地の農業上の利用の増進

- ・平成17年9月1日の改正農業経営基盤強化促進法の施行により、体系的遊休農地対策を整備するとともに、要活用農地が相当程度存在する地域におけるリース方式による農外の企業等の農業参入等を措置

#### 農外からの新規参入の促進

- ・リース方式による農外の企業等の農業参入

#### 集落営農の組織化・法人化

- ・品目横断的経営安定対策への取組を通じた組織化・法人化

### ②基盤整備の実施等土地条件の改善等

#### 土地基盤整備

- ・農業生産基盤整備事業等による土地条件の改善

#### 中山間地域等直接支払

- ・中山間地域等直接支払交付金の交付により、適正な農業生産活動を継続し、耕作放棄の発生防止及び既耕作放棄地の復旧により多面的機能を確保

#### 農地・水・農村環境保全活動支援実験事業

- ・農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る地域の共同活動を促進

### ③農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用

#### 農業振興地域制度・農地転用許可制度の適切な運用

- ・総合的に農業振興を図るべき地域を指定し、優良農地の確保を図るとともに、農地の転用を行う場合であっても農業上の利用に支障が少ない農地に誘導

### ④その他

#### その他

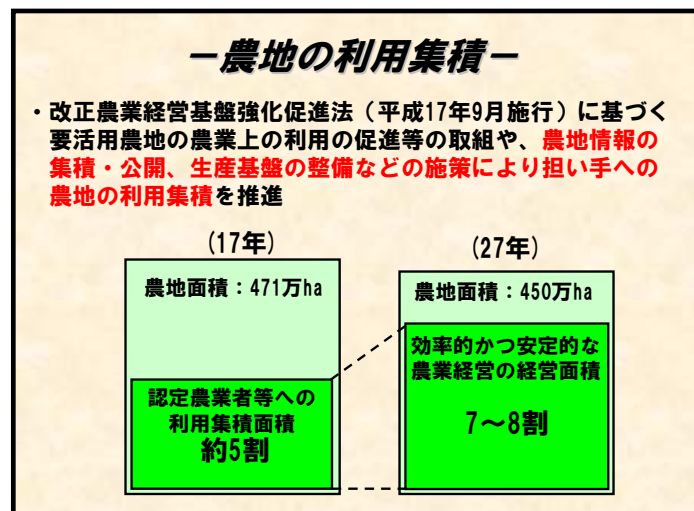
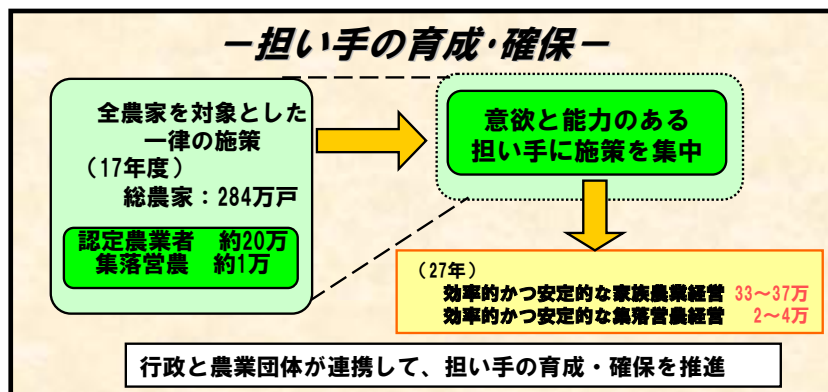
- ・放牧利用・・・強い農業づくり交付金等による耕作放棄地等を活用した放牧等の畜産利用に必要な条件整備を実施
- ・市民農園利用（特定農地貸付法、市民農園整備促進法）・・・平成17年9月1日の改正特定農地貸付法の施行により、市町村・農協に加え、農業者やNPO法人等も開設可能に（市民農園特区の全国展開）
- ・地域の実態に応じた解消・・・元気な地域づくり交付金の農業生産の基盤の整備〔遊休農地再生活動緊急支援メニュー〕において、多様な主体による遊休農地の再活用を促進するため、各種調査や実践活動、土地条件整備等を実施

農地の確保、  
耕作放棄地の  
解消・発生防止

## ① 担い手の育成・確保と新規参入の促進

### ○ 担い手の育成・確保と新規参入の促進

- ・意欲と能力のある担い手に限定した新たな経営安定対策の19年産からの導入に向け、担い手の育成・確保を加速化
- ・予算・金融・税制等の各種施策につき、担い手に施策を集中化
- ・担い手に対し、面的にまとまった形での農地の利用集積を推進
- ・意欲的な企業や若者の参入の促進



**(事例)企業が遊休農地を借り入れて順調に規模拡大**

・でんぷん・練り製品製造業者が、自ら加工原料のさつまいも等の生産を開始。当初の2.3haから順調に規模拡大し、現在では10haを経営

1社で東京ドーム2個分の遊休農地解消

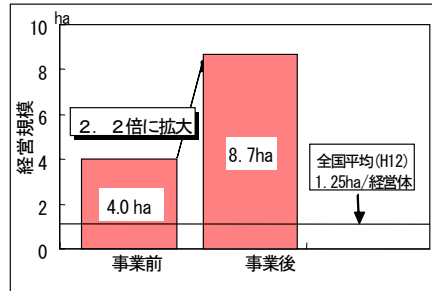
## ② 農業生産基盤の整備等

○ 水田・畑の整備(区画整理)や農業用水路・ダム・取水堰等の適切な更新・保安全管理・災害対策などを効率的・効果的に推進し、土地条件を改善。

### 水田整備のイメージ



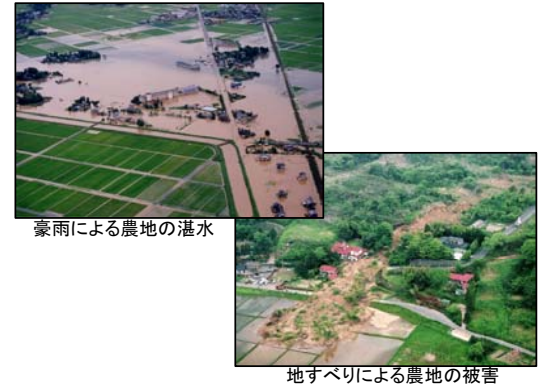
### ほ場整備による担い手の経営規模の拡大



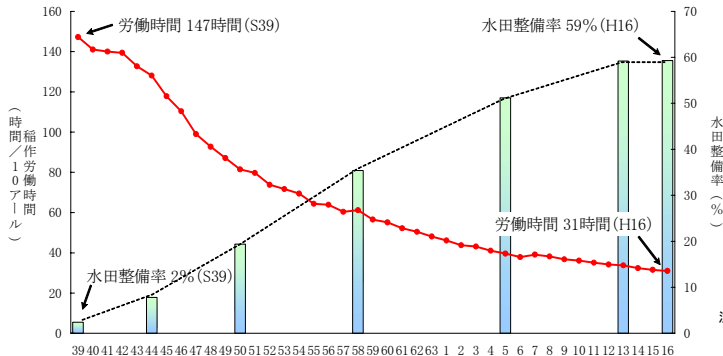
注1:平成8～14年度に完了した都道府県営ほ場整備事業552地区の実績  
 注2:担い手一認定農業者等地域の担い手として育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を行う農家等  
 注3:経営体一経営耕地のある実農家

### 農業災害の防止による農地の保全

○ 自然災害による農地の被害

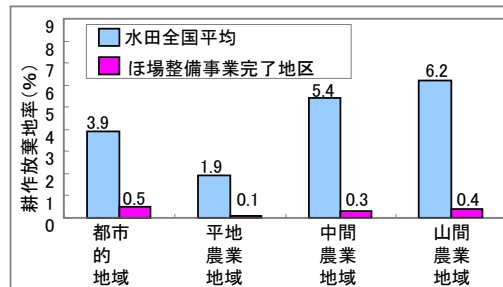


### 水田整備率と稲作労働時間の推移



資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「土地改良総合計画調査」、「土地改良総合計画補足調査」、「土地利用基盤整備基本調査」、「農業基盤整備基礎調査」、「米生産費統計」

### 農業地域類型区分毎の耕作放棄地率



注1)ほ場整備事業完了地区の耕作放棄地率は、平成5年に完了したすべてのほ場整備事業実施地区146地区の事業実施主体への聞き取り調査による。(調査対象農地:過去2～3年間農地として利用されていない未利用農地)  
 注2)水田全国平均の耕作放棄地率は、農林業センサス(2000年)による。  
 耕作放棄地:以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりとした考えのない土地。

### 農業水利施設等の適切な更新・保安全管理

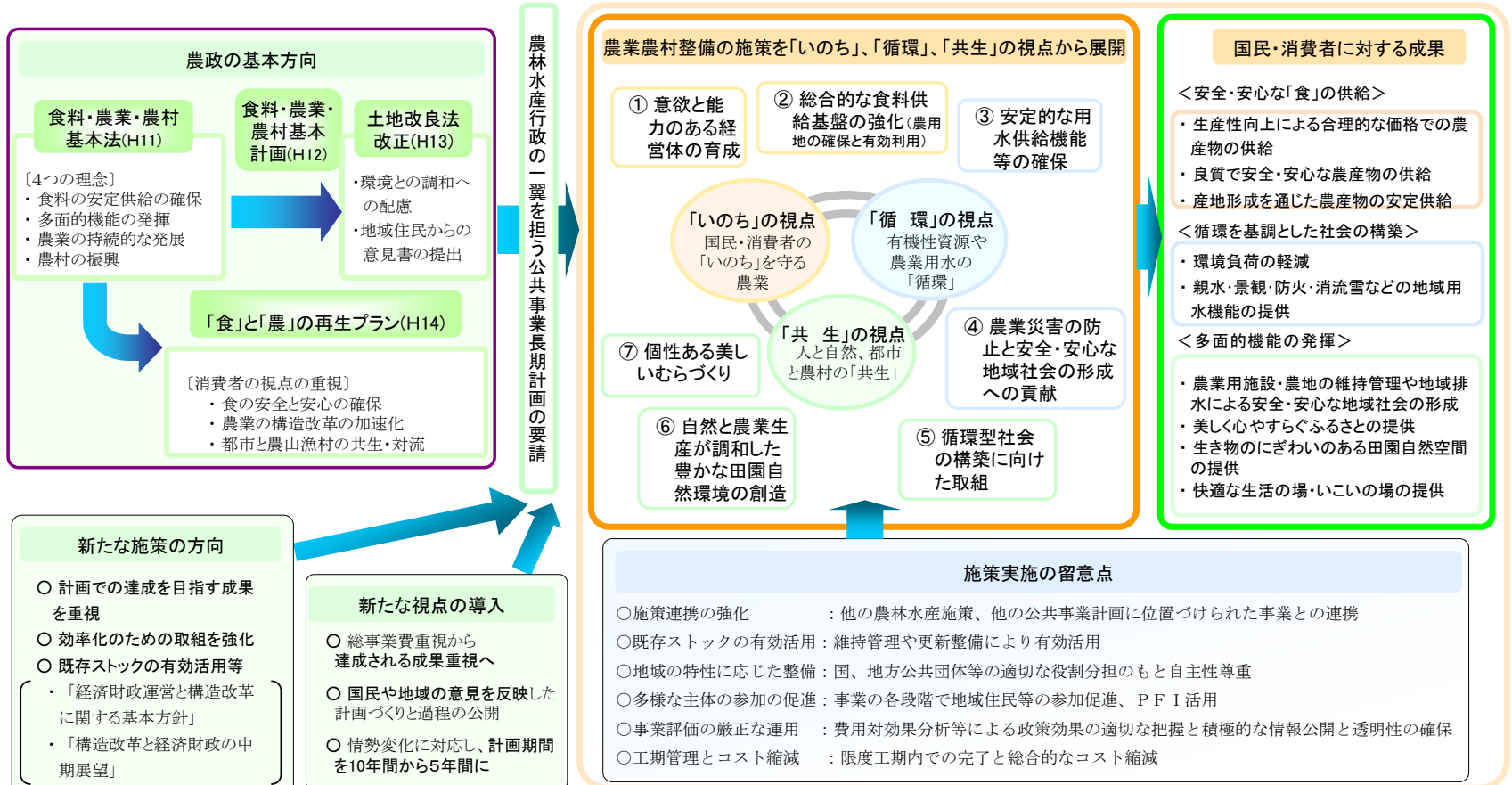
○ 農業水利資産の現状

農業用排水路	約40万km
うち 基幹的水路	約4万5千km
基幹的施設 (ダム、取水堰等)	約7千カ所
総資産額	約25兆円

## ②-2 土地改良長期計画

- 農業生産基盤等を計画的に整備するため、土地改良法に基づき土地改良長期計画を策定。
- 現行計画では、「いのち」、「循環」、「共生」の実現に向けて、7つの政策目標ごとに「目指す主な成果」を設定。

### 現在の土地改良長期計画の概要(H15.10閣議決定、計画期間H15~19)



## ②-3 中山間地域等直接支払制度

- 中山間地域において、農業生産活動等の維持を通じて多面的機能を確保する観点から、交付金を交付。平成17年度に将来に向けた積極的な取組を促す仕組みに改善。



### 背景・課題

#### ○中山間地域が担う重要な役割

- ・ 中山間地域は国土面積の約7割、耕地面積、農業産出額の約4割。
- ・ 食料の供給はもとより、国土の保全、水源かん養、豊かな景観や伝統文化の提供等の多面的機能を有しているところ。
- ・ しかし、中山間地域は、過疎化・高齢化の進行等により耕作放棄地が増大する等、多面的機能の確保が困難な状況。

#### ○平成12年度より中山間地域等直接支払制度を実施

- ・ 平らな農地に比べて農産物を生産するためのコストがかかる傾斜等の農用地に、交付金を交付。
- ・ 全国の約6割の市町村で取組まれ、各集落においては、若者や女性を含めた話し合いが活発化し、集落としての一体感が高まっているところ。

#### 【実施状況（平成17年度）】

市町村数	1,041市町村	全国の約6割
協定数	27,869協定	1市町村当たり約26協定
交付面積	65万4千ha	中山間地域の耕地面積の約3割

### 施策のポイント・効果

#### ○取組のレベルに応じた段階的な単価の設定

- ・ 10～15年後も農業を続けていくために頑張っている集落ほど交付金が受け取れる仕組みに改善して実施。

#### ○期待される集落の活動



耕作放棄地の復旧



小学生の農作業体験など都市農村交流の実施



若い農業者が高齢農家などの農作業を引き受け



農業機械を共同で利用して防除を実施

## ②-4 農地・水・環境保全向上対策

- 農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、基盤となる農地・農業用水等の資源や環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要。
- 国民共有の財産である農地・農業用水等の資源と、その上で営まれる営農活動を、一体として、国民の理解を得つつ、その質を高めながら将来にわたり保全するもの。
- 平成18年7月21日農林水産省において「経営所得安定対策等実施要綱」を省議決定。これに基づき、「農地・水・環境保全向上対策」を平成19年度より本格導入。

### 農地・水・環境保全向上対策

■ 土づくり、  
化学肥料・農薬の低減



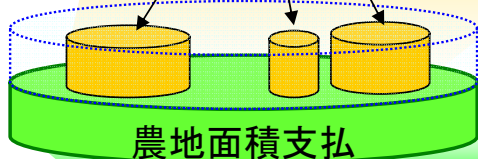
#### 営農活動への支援

農業が本来有する自然循環機能の維持・増進による地域の環境保全に向けた先進的な営農活動を支援

■ アイガモ農法



取組面積に応じた支払  
+ 集落等を単位とする支援



活動の質をさらに  
ステップアップ  
させるための  
取組への支援  
地域においてより高度な  
取組を実践した場合に支援

#### 共同活動への支援

農地・農業用水等の資源や農村環境の保全と質的向上のための効果の高い共同活動を支援



■ ため池の草刈り



■ 水路の生き物調査

農  
業  
の  
持  
続  
的  
発  
展

国民全体の利益  
(食料の安定供給・美しい景観)



地方の利益  
(地域の活性化・豊かな環境)



農業者の利益  
(農業経営の安定)





### ③ 農業振興地域制度の概要

○ 農業を振興すべき地域の指定と当該地域の農業的整備のための施策の計画的推進を図り、農業の健全な発展と国土資源の合理的利用に寄与する。

#### 課題



我が国の農地面積は、宅地等への転用や耕作放棄等により年々減少。食料供給力の低下が懸念。



農地は農業生産の最も基礎的な資源。優良農地を良好な状態で確保することが重要。



国

優良農地等の確保等に関する基本指針

協議

都道府県

農業振興地域整備基本方針

農業振興地域の指定・変更

協議

市町村

農業振興地域整備計画

○農用地利用計画  
農用地区域の設定・変更

○農業振興のマスタープラン

公告縦覧 異議申出

権利者・地域住民

#### 農業振興地域

都道府県が総合的な農業振興を図るべき地域として指定した地域

#### 農用地区域

市町村が農業上の利用を図るべき土地として設定した区域

#### 設定要件

- 次の土地については農用地区域に設定
  - ア 集団的農用地(20ha以上)
  - イ 農業生産基盤整備事業の対象地
  - ウ 農道、用排水路等の土地改良施設用地
  - エ 農業用施設用地(2ha以上又はア、イに隣接するもの)
  - オ その他農業振興を図るために必要な土地

#### 除外要件

～農用地区域内での農地転用は原則禁止～

- 土地改良法に規定する非農用地区域内の土地、優良田園住宅に供される土地、農工法等の地域整備法の計画に供される土地、公益性が特に高いと認められる事業に供する土地等は、農用地区域の除外が可能
- 上記以外で除外の必要が生じた場合は、次の要件を満たす場合に限り除外が可能。
  - ア 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
  - イ 土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
  - ウ 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
  - エ 土地基盤整備事業完了後8年を経過していること

#### 計画達成措置

- 農業施策の集中的実施
  - ・農業生産基盤整備事業、近代化施設整備事業、融資事業を原則として農用地区域内で実施
- 交換分合制度
  - ・農地集団化その他農業構造改善に資する交換分合
- 協定制度
  - ・農業用施設の適切な配置・管理のための協定締結
- 開発行為の制限
  - ・農用地区域内の開発行為を規制
- 税制優遇措置
  - ・譲渡所得の特別控除
  - ・事業用資産の買換特例
  - ・不動産取得税の課税標準の減額等

#### ○農地法に基づく転用許可制度

- ・農業生産に支障の少ない農地から順次転用されるよう誘導
- ・転用目的実現性を審査し、投機的な農地取得を防止

#### 効果

優良農地の確保  
・  
農業の振興

### ③-2 農地転用許可制度の概要

○ 農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良制や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしている。

